

令和5年

秋の全国交通安全運動実施要綱

高知県交通安全推進県民会議

実施期間 9月21日(木)～9月30日(土)

【重点目標】

- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

《運動の目的》

この運動は、県民一人一人が交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めるとともに、安全で安心な人にやさしい交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故を防止することを目的とします。

《運動の進め方》

関係機関・団体は、相互の連携を密にして、地域の実情に応じた実効性のある運動、住民参加型の運動を実施するとともに、その効果が本運動終了後も持続できるように努めます。

また、各種広報啓発活動を通じて、この運動が県民総ぐるみの運動として、幅広い層に浸透し、実践されるように努めます。

		重 点 目 標		
		こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保	夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶	自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
実 施	運 転 者 ・ 家 庭	<p>運転者は、こどもと高齢者を始めとする「交通弱者」に対して、思いやりのある運転を心がける。</p> <p>歩行者は、信号機のある横断歩道を横断する時は、信号に従い横断歩道を渡る。また、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始める。</p> <p>家庭で交通ルール、マナーについて話し合い、こどもに規範意識や他人への思いやりの心を養わせる。</p> <p>高齢者は、自己の身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を心がける。</p>	<p>運転者は、夕暮れ時は早めにライトを点灯し、夜間はハイビームを活用するよう心がける。</p> <p>歩行者は、明るい色の服や反射材を着用して、運転者から見えやすくする。</p> <p>飲酒・妨害運転の危険性・反社会性を自覚する。</p> <p>飲酒した翌日は、二日酔い状態での運転にならないように、家族で注意する。</p> <p>全ての座席においてシートベルトを正しく着用する。また、幼児を同乗させる時には、体格にあったチャイルドシートを正しく着用させる。</p>	<p>自転車や特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)を利用する時には、ヘルメットを着用するよう努める。自転車利用時には「自転車安全利用五則」を活用するなどして交通ルールを遵守する。</p> <p>夕暮れ時は早めに灯火を点灯し、反射材用品等を取り付けて視認性を向上させる。</p> <p>自転車を安全に利用するため、定期的に点検整備を行う。</p> <p>自転車事故被害者の救済に資する損害賠償責任保険等への加入に努める。</p>
	地 域 ・ 職 場	<p>歩行中のこどもや高齢者の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育を行う。</p> <p>こどもや高齢者に対する街頭での保護・誘導活動を積極的に推進する。</p> <p>交通安全ボランティアによる高齢者世帯訪問を積極的に推進する。</p> <p>道路横断時に、停止した車両の運転者に対して、歩行者から感謝の意を示す「あいさつ県民運動」を推進する。</p>	<p>夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育を行う。</p> <p>歩行者の保護など安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育を行う。</p> <p>飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底など、飲酒運転を根絶する取組を推進する。</p> <p>運転者の酒気帯び有無の確認など、安全運転管理者や運行管理者等による交通安全指導を徹底する。</p>	<p>自転車や特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)を利用する時には、ヘルメットを着用するよう努める。自転車利用時には「自転車安全利用五則」を活用するなどして交通ルールを遵守する。</p> <p>自転車を安全に利用するための点検整備を行う。</p> <p>自転車事故被害者の救済に資する損害賠償責任保険等への加入に努める。</p>
項	関 係 機 関 ・ 団 体	<p>《県及び市町村》 チラシ、テレビ、ラジオ、広報紙等、各種広報媒体を活用して広報啓発活動を推進する。</p> <p>《警察》 関係機関に交通事故情報等を提供し、交通指導取締りなど交通事故防止活動を推進する。</p> <p>《教育委員会》 児童、生徒等への交通安全教育を推進する。</p> <p>《道路管理者》 交通安全施設の点検を行い、道路情報板等を活用して広報啓発活動を推進する。</p> <p>《県民会議構成団体》 街頭啓発活動や広報活動を推進する。</p>		